耕畜連携助成における利用供給協定書　（例・わら利用）

（目的）

第１条　　この利用供給協定書は、甲と乙が連携して、水田で生産されたわら専用稲（飼料用米）の稲わらを収集し、家畜に給与することで、水田における飼料生産の拡大を推進し、水田の有効活用と飼料自給率の向上を図ることを目的とする。

（実施の主体）

第２条　　甲は、耕畜連携助成の実施者として、水田においてわら専用稲（飼料用米）を作付けする者とする。

　　２　　乙は、甲が生産した稲わらを利用する者とする。

（水田の場所等）

第３条　　甲がわら専用稲（飼料用米）を作付けする水田および刈取り時期は別紙のとおりとする。

（協定締結期間）

第４条　　この協定の有効期間は、締結日から３年間とする。ただし、期間満了の２ヵ月前までに甲・乙いずれからも文書による別段の意思表示がないときは、さらに３年間延長するものとする。

（役務と対価）

第５条　　甲は、稲わらを収集し、乙に供給するのもとする。

２　　乙は、稲わらの代金および収集料として、甲に１０ａ当たり　　　　　円を支払うものとする。

どちらか

選択

第５条　　甲は、稲わらをほ場において、乙に引き渡すものとする。

　　２　　乙は、稲わらを収集し、稲わら代金として、そのほ場に堆肥を散布するものとする。

（協定の補完）

第６条　　この協定に定めのない事項については、その都度甲・乙が協議の上決定する。

以上、協定締結の証として、本協定書２通を作成し、それぞれ１通ずつ保管することとする。

令和　　年　　月　　日

甲（わら専用稲（飼料用米）を生産する者）

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙（稲わらを利用する者）

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

耕畜連携助成における利用供給協定書　　（例・水田放牧）

（目的）

第１条　　この利用供給協定書は、甲と乙が連携して、飼料作物の作付け水田において、牛を放牧することにより、水田における飼料生産の拡大を推進し、水田の有効活用と飼料自給率の向上を図ることを目的とする。

（実施の主体）

第２条　　甲は、耕畜連携助成の実施者として、水田において飼料作物を作付けする者とする。

　　２　　乙は、甲が飼料作物を作付け水田において、所有する牛を放牧し、その管理を行う者とする。

第２条　　甲は、耕畜連携助成の実施者として、水田において飼料作物を作付けし、水田放牧を行うため牛群を管理する者とする。

　　２　　乙は、所有する牛を放牧牛として、甲に提供するとともに、放牧牛の入退牧などを行う者とする。

（水田の場所等）

第３条　　甲が飼料作物を作付けする水田および入牧日・退牧日等は別紙のとおりとする。

　　２　　乙が所有し、放牧牛として利用する牛は、おおむね２４か月齢以上の成牛（または８か月齢以上の育成牛）とし、放牧頭数は、別紙のとおりとする。

（協定締結期間）

第４条　　この協定の有効期間は、締結日から３年間とする。ただし、期間満了の２ヵ月前までに甲・乙いずれからも文書による別段の意思表示がないときは、さらに３年間延長するものとする。

（役務と対価）

第５条　　甲は、放牧牛の賃借料として、乙に１０ａ当たり　　　　　円を支払うものとする。

（協定の補完）

第６条　　この協定に定めのない事項については、その都度甲・乙が協議の上決定する。

以上、協定締結の証として、本協定書２通を作成し、それぞれ１通ずつ保管することとする。

令和　　年　　月　　日

甲（水田放牧のための飼料作物を作付けする者）

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙（堆肥を散布する者）

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

耕畜連携助成における利用供給協定書　（例・資源循環）

（目的）

第１条　　この利用供給協定書は、甲と乙が連携して、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥を粗飼料作物等を作付けた水田に施用することにより、地域資源の有効活用を図るとともに、水田における飼料生産の拡大を推進し、水田の有効活用と飼料自給率の向上を図ることを目的とする。

（実施の主体）

第２条　　甲は、耕畜連携助成の実施者として、水田において粗飼料作物等を作付けし、乙に供給し、堆肥の散布を受ける者とする。

　　２　　乙は、甲から水田で生産された粗飼料作物等の供給を受け、自らの家畜に給与し、家畜の排せつ物から生産された堆肥を粗飼料作物等が作付けされた水田に散布する者とする。

（水田の場所等）

第３条　　甲が粗飼料作物等を作付けする水田および粗飼料作物等の種類は別紙のとおりとする。

　　２　　乙が堆肥を散布する時期および量は別紙のとおりとする。

（協定締結期間）

第４条　　この協定の有効期間は、締結日から３年間とする。ただし、期間満了の２ヵ月前までに甲・乙いずれからも文書による別段の意思表示がないときは、さらに３年間延長するものとする。

（役務と対価）

第５条　　甲は、散布された堆肥の代金および散布料として、乙に１０ａ当たり　　　円を支払うものとする。

どちらか

選択

1. 甲は、粗飼料作物をほ場において、乙に引き渡すものとする。

乙は、粗飼料作物を収穫し、粗飼料作物代金として、そのほ場に堆肥を散布するものとする。

（協定の補完）

第６条　　この協定に定めのない事項については、その都度甲・乙が協議の上決定する。

以上、協定締結の証として、本協定書２通を作成し、それぞれ１通ずつ保管することとする。

令和　　年　　月　　日

甲（粗飼料作物等を生産する者）

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙（堆肥を散布する者）

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

耕畜連携助成における利用供給協定書　（例・資源循環）

（目的）

第１条　　この利用供給協定書は、甲・乙・丙が連携して、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥を粗飼料作物等を作付けた水田に施用することにより、地域資源の有効活用を図るとともに、水田における飼料生産の拡大を推進し、水田の有効活用と飼料自給率の向上を図ることを目的とする。

（実施の主体）

第２条　　甲は、耕畜連携助成の実施者として、水田において粗飼料作物等を作付けし、乙に供給し、堆肥の散布を受ける者とする。

　　２　　乙は、甲から水田で生産された粗飼料作物等の供給を受け、自らの家畜に給与し、家畜の排せつ物から堆肥を生産する者とする。

３　　丙は、乙から堆肥散布作業を受託し、堆肥を散布する者とする。

（水田の場所等）

第３条　　甲が粗飼料作物等を作付けする水田および粗飼料作物等の種類は別紙のとおりとする。

　　２　　丙が堆肥を散布する時期および量は別紙のとおりとする。

（協定締結期間）

第４条　　この協定の有効期間は、締結日から３年間とする。ただし、期間満了の２ヵ月前までに甲・乙・丙いずれからも文書による別段の意思表示がないときは、さらに３年間延長するものとする。

（役務と対価）

第５条　　甲は、散布された堆肥の代金および散布料として、乙に１０ａ当たり　　　　　円を支払うものとする。

２　　乙は、堆肥の散布料として、丙に１０ａ当たり　　　　　円を支払うものとする。

（協定の補完）

1. この協定に定めのない事項については、甲と乙、乙と丙および甲・乙・丙がその都度協議の上決定する。

以上、協定締結の証として、本協定書３通を作成し、それぞれ１通ずつ保管することとする。

令和　　年　　月　　日

甲（粗飼料作物等を生産する者）

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙（粗飼料作物等を給与し、堆肥を生産する者）

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

丙（堆肥を散布する者）

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印